

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項以下	編章節条	項以下		
1	1	1	18	2		再生資源利用計画書等の作成	(1)受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式(以下、「再生資源利用【促進】計画書(実施書)」という。)については、「建設副産物情報交換システムの建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)に <input type="text" value="入力し"/> 、「建設リサイクルガイドライン様式」と指定して印刷したものを使用すること。 (2)・・・略・・・ (3)受注者は、設計図書において建設副産物情報交換システムの登録対象工事であることが明示されている場合は、施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時に速やかにデータの <input type="text" value="入力"/> 又は更新を行わなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 (4)受注者は、設計図書において建設副産物情報交換システムの登録対象工事であることが明示され、土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員の確認を受け、速やかにシステムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行わなければならない。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。										(1)受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式(以下、「再生資源利用【促進】計画書(実施書)」という。)については、「 <u>建設副産物情報交換システム(COBRIS)</u> 」(<u>財</u>) <u>日本建設情報総合センター(JACIC)</u>)にデータ登録すること。また、これにより難しい場合は監督職員との協議により、国土交通省指定のエクセル様式にデータ <input type="text" value="入力"/> を行うことで、建設副産物情報交換システム(COBRIS)登録に代えることができる。 (2)・・・略・・・ (3) <u>建設副産物(建設副産物情報交換システム)</u> 建設資材(土・碎石・As合材・その他再生資材)を搬入または建設副産物を搬出する工事においては、建設副産物情報交換システムに登録するものとし、受注者は施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時は、速やかに当該システムのデータ <input type="text" value="入力"/> または更新を行うこと。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 (4) <u>建設副産物(建設発生土情報交換システム)</u> 建設発生土を搬入または搬出する工事においては、建設発生土情報交換システムに登録するものとし、受注者は工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員の確認を受け、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行う。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」の運用等
1	1	1	18	2		混合廃棄物の現場分別等による減量化	—									4. 混合廃棄物の現場分別等による減量化 本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化を図るものとする。また、混合廃棄物の減量化等を実施した内容について書面で監督職員に報告するものとする。 なお、現場における混合廃棄物の分別については「現場分別マニュアル(案)」(近畿地方整備局H22.3) www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/by_product/bunbetsu.pdf を参照されたい。		
1	1	1	23	3		—		1	1	1	23	3	デジタル工事写真の黒板情報電子化	デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1.	特記仕様書記載例からの移行			

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)		条文
												<p>から4.の全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入 受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準(令和2年4月)「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準(令和2年4月)及びデジタル写真管理情報基準(令和2年4月)に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準(令和2年4月)「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準(令和2年4月)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p>	

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	条文
1	1	1	26	10								工事事務報告	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記URLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。 ホームページアドレス： https://sas.hrr.mlit.go.jp/ （建設工事事故データベースシステム）	
1	1	1	30	1		環境配慮指針(案)の遵守							受注者は、「環境配慮指針(案)」を参考のうえ環境に配慮した工事の施工に努めなければならない。参考：環境配慮指針(案)とは、「府は、環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先する(大阪 21 世紀の環境総合計画、平成 14 年 3 月)」の理念に基づき、都市整備部事業の実施にあたり自らの行動指針として策定したものの。 (廃止)	
1	1	1	30	4		舗装版等のカッター切断に伴う排水の処理						舗装の切断作業に伴う排水の処理	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適切に処理」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供することが必要である。	
1	1	1	42	2								下請契約の締結前における「下請負人(再委託)予定通知書」の提出について	受注者は、下請契約(第二次以下の下請契約を含む)又は再委託契約を締結する1週間前までに「下請負人(再委託)予定通知書」に必要事項を記入のうえ、電子データで監督職員に提出するものとする。発注者は、受注者から提出された「下請負人(再委託)予定通知書」に暴力団員及び暴力団密接関係者が含まれていないことを、下請契約の締結前に確認するものとする。「下請負人(再委託)予定通知書」は以下よりダウンロードすること。 http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/bouryokukyoryokubun.html なお、受注者が入札参加除外措置を受けた者を下請負人としていた場合は、当該契約の解除を求めることができる。	H31.4 大阪府発注の公共工事等からの暴力団排除の取組強化について
1	1	1	44	3		現場代理人の取扱い(他の工事との兼任)							(1)受注者は、近接工事として間接費が調整された工事間においては、現場代理人を兼任させることができる。 (1)受注者は、近接工事として間接費が調整された工事(当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限る。)間においては、現場代理人を兼任させることができる。	表現の明確化

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
3	3	3	3	1		コンクリートの水・セメント比						コンクリートの水・セメント比						
						本工事に使用するコンクリートの水・セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。						本工事に使用するコンクリートの水・セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。 また、配合上の理由により呼び強度のみをランクアップする場合には、材料規格の変更に關し、打合せ簿による監督職員の承諾は不要とする。						工事書類の簡素化